

【郵送で行うことができる国民健康保険の手続き】

	手続き	手続きの方法	関連ページ	手続きの期限
保険証	国民健康保険への加入	関連ページ内の「郵送による加入手続き」をご参照ください。	<a href="#">国民健康保険への加入</a>	14日以内 (14日を過ぎてもお手続き可能です)
	国民健康保険からの脱退	関連ページ内の「郵送による脱退手続き」をご参照ください。	<a href="#">国民健康保険からの脱退</a>	
	保険証・高齢受給者証の再交付	関連ページ内の「郵送による再交付手続き」をご参照ください。	<a href="#">保険証・高齢受給者証の再交付について</a>	
国保税	国民健康保険税の口座振替の申請	関連ページ内の「申込方法」「郵送で手続きする場合」をご参照ください。	<a href="#">市税の納付は便利な口座振替で</a>	関連ページ内の「税目・振替期別ごとの申込期限」をご参照ください
	国民健康保険税の軽減申請 (非自発的失業者)	関連ページ内の「申請に必要なもの」(注釈)をご参照ください。	<a href="#">国民健康保険税の軽減(非自発的失業者)</a>	期限なし ただし国保税を遡って減額(還付)できるのは5年前までです
	国民健康保険税の減免申請	減免制度や必要書類については関連ページをご参照ください。お手続きの方法については、個別にお問合せください。	<a href="#">国民健康保険税の減免</a>	関連ページをご参照ください
支給申請	高額療養費の支給申請	関連ページをご参照ください。	<a href="#">さいたま市国民健康保険の高額療養費の申請</a>	診療を受けた月の翌月1日から2年
	食事療養費差額の申請	関連ページ内の「入院時の食事にかかる負担額」(補足)をご参照ください。	<a href="#">入院時の食事代など</a>	食事療養費を支払った日の翌日から2年
	高額介護合算療養費の支給申請	関連ページ内の「申請に必要なもの」(注釈2)をご参照ください。	<a href="#">高額介護合算療養費</a>	基準日の翌日から2年
	特定疾病療養受療証の交付申請	関連ページ内の「申請に必要なもの」(注釈)をご参照ください。	<a href="#">特定疾病について</a>	医療機関に請求されるまでにご準備ください
	限度額適用認定証等の申請	関連ページ内の「申請に必要なもの」(注釈)をご参照ください。	<a href="#">さいたま市国民健康保険の限度額適用認定証等について</a>	
	出産育児一時金の支給申請	関連ページ内の「区役所での手続き方法」(注釈)をご参照ください。	<a href="#">出産育児一時金</a>	出産日の翌日から2年
	葬祭費の支給申請	関連ページ内の「申請に必要なもの」(注釈)をご参照ください。	<a href="#">さいたま市国民健康保険の葬祭費の支給について</a>	葬儀を行った日の翌日から2年
	療養費の支給申請	関連ページをご参照ください。	<a href="#">療養費の支給</a>	診療を受けた日の翌日から2年
	海外療養費の支給申請	関連ページ内の「申請に必要なもの」をご参照ください。	<a href="#">海外療養費の支給</a>	
	交通事故にあった場合の届出	関連ページ内の「必ず届出が必要で	<a href="#">交通事故にあったら</a>	できるだけ早めに届け出てください

(注意) 必要書類等に不足があった際はご連絡させていただくことがあります。申請書類には、連絡のとれる電話番号を必ず記載してください。